

(新規) 依存症治療拠点機関設置運営事業について

(新規) 26年度予算 11,743千円

【目的】

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。
- このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち、5箇所程度を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を「全国拠点機関」として1箇所指定し、依存症治療拠点機関で集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行う。

【対象】

- 依存症治療を行っている精神科医療機関 5箇所程度
- 全国拠点機関（依存症治療を専門的に行っている医療機関） 1箇所

【実施内容】

(1) 依存症治療拠点機関

- 依存症者やその家族への専門的な相談支援
- 精神科医療機関等への助言・指導
- 関係機関等との連携・調整
- 依存症者やその家族、地域住民等への普及啓発活動 など

(2) 全国拠点機関

- 依存症治療拠点機関で得られた知見の集積
- 依存症治療・回復プログラム、支援ガイドラインの開発
- 依存症回復支援体制モデルの確立 など

(全体イメージ図)

